

平成21年 第2回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成21年6月12日

午前9時58分 開議

於田原本町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番 古立憲昭君	2番 西川六男君
3番 竹邑利文君	4番 辻一夫君
5番 吉田容工君	6番 植田昌孝君
7番 松本美也子君	8番 小走善秀君
9番 吉川博一君	10番 松本宗弘君
11番 上田幸弘君	12番 安達周玄君
13番 竹村和勇君	14番 欠員
15番 欠員	16番 鶴藤幾長君

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

---

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

副町長 森口淳君	総務部長 中島昭司君
総務部参事 石本孝男君	住民福祉部長 松田明君
生活環境部長 小西敏夫君	産業建設部長 森島庸光君
水道部長 渡邊和博君	総務課長 鍬田芳嗣君

監査委員	楯	宏君	教育委員長	大西宏興君
教育長	濱川利郎君		教育次長	松原伸兆君
会計管理者	福西博一君		選挙管理委員会事務局長	駒井啓二君
農業委員会事務局長	小泉義次君			

---

## 1, 議事日程

### I 提出案件

- 報第 6号 平成20年度田原本町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告
- 報第 7号 平成21年度田原本町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告
- 報第 8号 平成21年度田原本町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告
- 報第 9号 田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告
- 報第10号 田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告
- 報第11号 田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告
- 報第12号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告
- 議第25号 田原本町税条例の一部を改正する条例
- 議第26号 田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第27号 指定管理者の指定について
- 議第28号 財産の取得について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前9時58分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。  
よって議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

委員長報告（報第6号より議第28号までの11議案について）

○議長（松本宗弘君） 去る8日の本会議において一括上程されました報第6号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告より、議第28号、財産の取得についてまでの11議案については、各所管の委員会におのおの付託をされておりますので、この際一括議題といたします。

それではただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

厚生環境常任委員会委員長、4番、辻議員。

（4番 辻 一夫君 登壇）

○4番（辻 一夫君） 議長のご指名によりまして、厚生環境常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成21年田原本町議会第2回定例会におきまして、厚生環境常任委員会に付託されました議案につき、去る6月10日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報第8号、平成21年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、今回の補正予算額は1,052万4,000円の増額で、予算規模は3,834万1,000円となります。

補正内容といたしましては、歳出、第4款前年度繰上充用金で、平成20年度におきます歳入が歳出に対し不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成21年度の歳入を繰り上げて充用いたすもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年5月29日付で専決処分されたものであります。

なお、補正財源につきましては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金であり、

当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、報第11号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法等の改正により、介護納付金に要する費用に充てるため賦課している介護納付金賦課額の限度額が9万円から10万円に引き上げられたこと、低所得者に対する軽減措置のうち2割軽減について、7割5割軽減と同様に一律軽減対象とされたこと、上場株式等の配当所得に係る課税の特例が創設されたこと等、及びそれに伴う条文整備でございます。

施行日等の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付で専決処分されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第26号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴い、35万円となっている出産育児一時金を本年10月1日より平成23年3月31日まで39万円とする改正をされたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましては、ご報告申し上げたとおりでございます。議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設常任委員会委員長、7番、松本美也子議員。

（7番 松本美也子君 登壇）

○7番（松本美也子君） 議長のご指名によりまして、産業建設常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成21年田原本町議会第2回定例会において、当委員会に付託されました議案につき、去る6月10日午後1時から全委員出席のもと理事者を始め関係部課長の出席を求めて、慎重に審議をいたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

報第7号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては当委員会所管に係る部分についてご報告を申し上げます。

歳出、第6款商工費、第1項商工費、第2目商工振興対策費補正額500万円の増額につきましては、定額給付金の支給にあわせまして、田原本町商工会実施の町地域消費拡大事業に対し、官民一体で町民の生活支援と地域経済の活性化を図るた

め、2分の1を限度に補助金を交付されるもので、財源につきましては繰越金であり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案につきましては、ご報告申し上げたとおりでございます。議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げまして委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務文教常任委員会委員長、12番、安達議員。

（12番 安達周玄君 登壇）

○12番（安達周玄君） 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成21年田原本町議会第2回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につき、去る6月10日午後2時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議をいたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、報第6号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第6号）の専決処分  
の報告につきましては、既定の繰越明許費の変更で執行額が減になったことにより、  
定額給付金事業費、5億1,637万3,000円から5億1,923万5,000  
円に増額されるもので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年  
3月31日付で専決処分されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしまし  
た。

次に、報第7号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分  
の報告につきましては、今回の補正予算額は551万5,000円の増額で、予算  
規模は95億251万5,000円であります。

補正内容といたしましては、第2款総務費、第2項徴税費、51万5,000円  
の増額補正につきましては、市街化区域とされていることが違法であるという理由  
で、既払固定資産税等の不当利得であるとして、過誤納付金還付請求事件訴訟の被  
告となったことによる弁護士への委任に伴う着手金支払のための委託料であります。

また、本事件処理の成功報酬額については、当町と弁護士間で本事件の終了時に  
弁護士報酬規定を基準として、別途協議して支払うとのことであります。

なお、今回の補正財源は繰越金をもって充当されるものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により平成21年4月13日付で専決処分されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、報第9号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され4月1日及び6月4日より施行された部分について、施行期日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付で専決されたものであります。

町民税につきましては、上場株式等の配当所得や譲渡所得に係る軽減税率の特例措置が1年延長されたことや、本年10月より実施される公的年金からの特別徴収については、公的年金以外の所得に係る税額は特別徴収しないよう改めるものであり、固定資産税につきましては、3年ごとに実施される評価替えに伴う所要の条文整備や、長期優良住宅に係る新築軽減の特例を受ける場合の申告についての規定の整備であります。当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、報第10号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、4月1日より施行された部分について、施行期日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付で専決されたものであります。都市計画税につきましては、3年ごとに実施される評価替えに伴う所要の条文整備のための改正であります。当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、報第12号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、人事院及び奈良県人事委員会の臨時勧告に準じ、本年6月に支給する期末・勤勉手当に関する特例措置として、第1条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、期末・勤勉手当の支給月数2.15月を1.95月に0.2カ月分を引き下げられるものであります。第2条の田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例及び第3条の田原本町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正では、それぞれ期末手当の支給月数1.6月を1.45月に0.15カ月分を引き下げられるものであります。

なお、今回の措置は、期末・勤勉手当等の支給基準日である6月1日の前日である5月31日までに一部改正条例が公布され施行される必要があることから、地方

自治法第179条第1項の規定により、平成21年5月28日付で専決処分されたものであります。当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第25号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、先の税制改正に伴い、個人町民税についての新たな住宅借入金等特別税額控除の創設や、平成21年・22年中に取得した土地の長期譲渡所得からの1,000万円の特別控除の創設に伴う所要の条文の整備であります。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布になり、平成22年1月1日以降に施行になる部分につきまして条例を改正するものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第27号、指定管理者の指定につきましては、田原本町笠縫駅前自転車駐車場の指定管理者に、奈良県橿原市北八木町1丁目1番8号、阪神管理サービス株式会社、代表取締役、清水克益を指定し、指定の期間を平成21年9月1日から平成24年8月31日までとされるもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求められたものであります。当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案につきましては、それぞれご報告申し上げたとおりでございます。議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 駅前整備事業特別委員会委員長、1番、古立議員。

（1番 古立憲昭君 登壇）

○1番（古立憲昭君） 議長のご指名によりまして、駅前整備事業特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成21年田原本町議会第2回定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につき、去る6月11日午前11時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

議第28号、財産の取得につきましては、田原本駅周辺整備事業の用地取得であり、全体面積6,160平方メートルのうち、補償対象面積5,210平方メートルでございます。

す。

今回、取得される財産につきましては、田原本町159番8、取得面積312.05平方米、取得金額3,333万2,800円で、田原本町が奈良市大宮町1丁目1番25号、奈良交通株式会社、代表取締役社長、中村憲兒より取得されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案につきましては、ご報告申し上げたとおりでございます。議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それではただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。5番、吉田議員。

（5番 吉田容工君 登壇）

○5番（吉田容工君） それでは反対討論をさせていただきます。

まず、報第7号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてであります。

固定資産税の過誤納付金還付請求訴訟の被告となったことによる弁護士委任委託料51万5,000円が計上されています。

私は以前より、弁護士と委任契約を締結する際は、成功報酬についても明確に取り決めをするべしと提案させていただいているところであります。今回の契約について確認したところ、固定資産税56万円の還付請求に対して、着手金51万5,000円、成功報酬約100万円という答弁がありました。根拠については、経済的利益算定不可能な場合に当たるとして示されました。しかし、56万円の還付請求に対して、本町の主張が認められた場合、150万円もの費用が必要というのは納得いきません。十分な説明ができるよう交渉した上で委任契約を見直されることを求めて本議案に反対いたします。

次に、報第9号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につ



いてであります。

本条例改正には、年金から天引きされる町県民税を年金分に限定する改正や、長期優良住宅ローン減税など評価すべき内容を含んでいますが、上場株式の配当所得の減税延長や、上場株式の譲渡所得減税の延長が含まれています。

アメリカ発の経済危機により、格差と貧困が深まる中、雇用破壊、生活破壊が広まり、多くの方が生活苦にあえいでおられるにもかかわらず、投資減税を継続することには納得いきません。税金には所得の再分配機能が求められています。経済危機の今こそ所得の再分配機能を発揮させることが大切です。しかし、本改正は反対に所得の再分配機能を縮小させることに直結する改正を含んでいることから、本議案に反対いたします。

次に、報第12号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。

一般職の職員の今月末に支給される期末手当と勤勉手当、合わせて0.2カ月減額する特例措置が含まれていることから反対いたします。

「未曾有の経済不況」と強調しながら何回となく経済対策が打ち出されているにもかかわらず、景気の60%を占めるという個人消費の後退につながる賃金を田原本町で約2,000万円も引き下げるとは全く理解できません。公務員の給与を下げることは、次に民間の給与をさらに引き下げることに繋がります。通常は8月に行うべき人事院勧告を政府与党の意向に沿って、わざわざ5月に臨時に行ったことは、労働基本権剥奪の代償として公務員の労働条件の改善に取り組むべき自らの役割を放棄したに等しい行為です。賃金の引き下げは働く意欲に大きく影響することから、引き下げ幅を含めて見直すことを求めるものです。

以上、3議案につき各議員が熟慮され反対の意思を表されることを求めて反対討論といたします。

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、吉田議員。

（5番 吉田容工君 登壇）

○5番（吉田容工君） それでは賛成討論をさせていただきます。

まず、議第26号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

子どもの出生と健やかな成長は、町の活力を生み、世代間の交流など、町の発展に大きく寄与することは言を待ちません。その点で子育て応援施策として出産育児一時金を35万円から39万円に増額することに賛成いたします。

しかし、今回は本則の改正ではなく附則での改正の提案でした。その理由は、ことしの10月から23年3月までのわずか1年半の限定的な、中途半端な施策のためです。ことしの9月までに生まれる子どもにも、平成23年4月以降に生まれる子どもにも適用されません。偶然そのときに生まれた子どもさんだけがお祝いをされ、それ以降には対象とされない。そのような施策を世間では「ばらまき」と表現しています。

委員会審議の中で、町当局からも23年以降も引き続き実施されることを望むと意思表示されました。国に対して引き続き実施されることを求めていかれることを切望いたします。また、県外での里帰り出産への対応を明確にされることも必要です。この改正に応じて出産育児一時金の支給方法が、窓口での支払いから、医師からの請求に変更される旨の説明がありました。出産に要した費用が39万円を下回った場合に、差額の支給方法をどうするのかなど、わかりやすく詳細に周知されることを求めるものです。

次に、議第27号、指定管理者の指定についてであります。

笠縫駅前自転車駐車場の指定管理者に公募の結果、阪神管理サービス株式会社しか応募されなかったことから本件が提案されました。公募の手続き等を踏まれたことから本指定に賛成します。

しかし、笠縫駅前自転車駐輪場の年間収入が、この二、三年の間に100万円以上減って、年間670万円ということになっています。それは事業自体は赤字経営となっていると推測いたします。今後赤字にもかかわらず事業を受けていることを理由に、新たな業務の指定に便宜を払うなど、特別な利益を提供されることのないよう求めて、私の賛成討論といたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、報第6号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第7号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第8号、平成21年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第9号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第10号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして、報第11号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第12号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第25号、田原本町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第26号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第27号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第28号、財産の取得についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました報第6号より議第28号までの11議案については、すべて議了いたしました。

---

---

#### 閉会中の継続審査について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。それぞれの委員長より、審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る8日に開会し、本日までの5日間の長きにわたり、終始熱心に慎重に審議を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、これから梅雨を迎えますが、皆様方には健康に十分ご留意をいただき、町勢発展になお一層のご努力をいただきますようお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

---

副町長閉会挨拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして、副町長よりあいさつを受けることにいたします。副町長。

（副町長 森口 淳君 登壇）

○副町長（森口 淳君） 議長のお許しをいただきまして、平成21年田原本町議会第2回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会には寺田町長が入院のために欠席をするという事態の中での議会となり、まことに申しわけなく衷心よりおわび申し上げる次第でございます。ご心配をかけております術後の経過も順調とのことでありますので、ご安心をいただきたいと存じます。

さて、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る6月8日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりにご議決、ご承認をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、会期中に本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を体しまして、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

これから暑い季節を迎えますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意をいただきながら、今後とも本町発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 松本宗弘

田原本町議会議員 西川六男

田原本町議会議員 竹邑利文

田原本町議会議員 辻一夫